

就任のご挨拶

常務理事

後藤 明久

退任のご挨拶

前常務理事

前川 幸雄

澄み渡る秋、組合員の皆様には、ますます
ますご繁盛のこととお喜び申し上げます。

この度、前常務理事の退任を受け、9月
30日に行われました理事会において、
理事長より常務理事の指名をいただき
ました。誠に光栄であると同時に、その重
責を果たすべく身の引き締まる思いです。

さて、ご承知の通り、現在、健康保険
組合を取り巻く情勢はきわめて厳しい
ものとなっています。高齢人口の増加
に伴って増え続ける高齢者医療費に
対し、健康保険組合は保険料のなか
から支援金・納付金を拋出しており、
その支援金・納付金の保険料収入に
占める割合が全健康保険組合平均で
約5割にも達するまでになっているため
です。

こうした状況に対し、健康保険組合
は、保険料の引き上げのみならず、加入者
の皆様の健康づくりをサポートする
という本来の事業を縮減せざるを得
ない事態に陥っています。皆様の健康と
生活をお守りするという健康保険組合
の役割を果たしていくには、今後予定
されている医療保険制度改革で、現行の

高齢者医療制度の見直しを実現して
もらう必要があります。

そのため、健康保険組合の全国組織で
ある健康保険組合連合会では、『あした
の健保プロジェクト』を開催し、要望の
実現をめざして強力な活動に取り組ん
でいます。当健康保険組合もこのプロ
ジェクトに参加し、皆様の賛同を得て、
国民皆保険制度と健康保険組合の未
来を守つていきたいと考えております。

組合が皆様のお役に立てるよう取り
組んでまいります。

ご理解ご協力を心からお願い申し
上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

ご指導を賜りながらより一層健康保
険組合が皆様のお役に立てるよう取り
組んでまいります。



錦秋の候、組合員の皆様には、ますます
ご清祥の段お慶び申し上げます。

さて私こと、平成26年9月25日をもち
まして、当健康保険組合の常務理事を
退任いたしました。私は平成16年10月
より当健康保険組合にお世話になり、
平成19年9月より常務理事として今日
まで大過なく務めさせていただいたのも、
皆様の一方ならぬご指導ご支援があつた
おかげと、心より厚く御礼申し上げます。

これまで、健康保険組合が皆様の健康
と福祉の向上に貢献することができる
ようお手伝いしてまいりましたが、ご
承知のとおり近年、高齢者医療費の増加
等により健康保険組合が置かれている
状況は厳しさを増すばかりで、皆様の
健康をお守りするための保健事業を
十分に実施することも難しくなつて
おります。

そうした状況において、国は平成25年
6月に「国民の健康寿命の延伸」を
掲げた「日本再興戦略」を決定し、その
なかで健康保険組合などの保険者に、
健診やレセプト等のデータ分析に基づく
健康づくり事業推進計画『データヘルス
計画』の作成と取り組みを義務づけ
ました。この計画の実施によって、健康
保険組合の事業運営は一層の効率化を
図ることができ、医療費の節減も期待
できるものと考えます。

計画』の作成と取り組みを義務づけ
ました。この計画の実施によって、健康
保険組合の事業運営は一層の効率化を
図ることができ、医療費の節減も期待
できるものと見えます。

新しく就任された後藤常務理事は豊富
な経験と誠実なお人柄で、当健康保険
組合のさらなる発展に向けて活躍
されることが確信しております。どうか
私同様、皆様のご指導ご支援をお願い
申上げます。

末筆ながら、組合員の皆様のご健勝と
私同様、皆様のご指導ご支援をお願い
申上げます。



議員改選のお知らせ

選定議員

互選議員

このほど、健康保険組合の組合会議員の任期満了に
伴う総選挙および理事・監事・理事長選挙を平成26年
9月30日に行いました。第19期組合会議員には左記の
方々が選出されました。

任期は平成26年9月26日から平成29年9月25日です。

名古屋木材健康保険組合
鈴木 和雄

名古屋木材健康保険組合組合会議員(敬称略)

【任期】自:平成26年9月26日 至:平成29年9月25日

	監事	常務理事	理事	理事	理事長	役職名	氏名	所属事業所名
石原 聖士	児玉 豊	江口 達郎	西垣 洋一	林 義晃	岡田 尚彦	丹羽 耕太郎	後藤 明久	上地 浩之
株式会社石原グループ	株式会社山一製材所	江口木材株式会社	株式会社協和製作所	株式会社ナカトウ	名古屋木材株式会社	名古屋木材健康保険組合	鈴木 龍一郎	嶺木 昌行
					上地木材株式会社	丸美産業株式会社	吉田 達彦	鈴木 和雄
						株式会社ヤマガタヤ		

	監事	理事	理事	理事	理事	役職名	氏名	所属事業所名
長谷川 基一	鈴木 彰	友松 芳信	神谷 薫	林 五郎	紅谷 幸政	安井 孝	酒井 渉	服部 伸一
株式会社長谷川商店	二チハ株式会社	二チハマテックス株式会社	株式会社サンコー	紅廣木材株式会社	名古屋木材組合	片桐 信介	桑原 教行	片桐銘木工業株式会社
					二チハ株式会社	後藤直剛	安井 孝守	株式会社メイゴー
							桑原木材株式会社	後藤木材株式会社

公 告

事業所脱退ならびに全喪がありましたので、
健康保険法施行令の規定により公告します。

名古屋木材健康保険組合
鈴木 和雄

▼脱退事業所

事業所名	所在地	年月日
株式会社小西	あま市七宝町	平成26年9月1日付
株式会社山喜合板製作所	半田市洲の崎町	平成26年9月1日付

▼全喪事業所

事業所名	所在地	年月日
岡秀銘木株式会社	名古屋市中川区	平成26年6月1日付

70~74歳
の方

医療費の 自己負担割合が2割に

70~74歳の医療費自己負担割合(現役並み所得者を除く)は、これまで特例により1割に据え置かれていました。平成26年4月1日以降は、70歳に達した方(昭和19年4月2日以降生まれの方)から順次、70歳に達した日の属する月の翌月の診療分^{*}から、自己負担割合が2割になります。

ただし、平成26年3月31日以前に70歳に達した人については、4月1日以降も自己負担割合は1割のままでです。

*4月に70歳に達した方は5月診療分から。



70歳未満
の方

平成27年1月から 医療費が高額になったときの 自己負担限度額が変わります

医療費の自己負担には限度額があり、その限度額を超えた額は「高額療養費」として支給されます。これが高額療養費の制度です。

現在、この高額療養費の自己負担限度額は「低所得者」「一般所得者」「上位所得者」の3区分に分けて計算されていますが、平成27年1月からは、区分を細かくして計算されるようになります。

見直し前(現在)

70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1% ※4カ月目からは83,400円
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% ※4カ月目からは44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4カ月目からは24,600円

見直し後

70歳未満	月単位の自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4カ月目からは140,100円
標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4カ月目からは93,000円
標準報酬月額 28万~50万円	変更なし
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ※4カ月目からは44,400円
低所得者 (住民税非課税)	変更なし

インフルエンザ予防接種を 受けましょう



健保組合が接種費用を補助します!

今年度も、当健保組合はインフルエンザ予防接種の費用補助を行います。インフルエンザの予防にはワクチン接種がもっとも効果的です。ワクチン接種によって発症の70~90%を防ぐことができます。また、重症化や合併症を予防するのにも役立ちます。

接種の受け方は3通りです。事前に申込みのあった被保険者の方には、指定の会場や巡回先で受けられる「集団接種」を実施します(①・②)。申込みをされていない

方や被扶養者の方は、いったん全額を自己負担し、領収証を提出することで補助が受けられる「償還払い方式」(③)をご利用ください。

*満65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の費用補助は各市町村でも受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市町村役場の担当課へお問い合わせください。

*各市町村にて補助を受けられる方は、健保組合の補助を受けられません。

1 会場で接種される方

申込みをされた方のみ(受付はすでに終了しています)

*自己負担額は2,000円です(補助額は1,000円)。所属事業所へお支払ください。

実施会場	第1会場	第2会場	第3会場
	木材会館 健保応接室 (中区松原)	東海木材相互市場 (丹羽郡大口町)	名古屋港 木材会館 (海部郡飛島村)
日時	11月5日(水) 11:30~13:30	11月6日(木) 11:30~13:30	11月7日(金) 11:30~13:30

2 巡回先で接種される方

申込みをされた方のみ(受付はすでに終了しています)

会場や日時は
所属事業所の指示に従ってください。

*自己負担額は2,000円です(補助額は1,000円)。
所属事業所へお支払ください。



3 償還払いで接種される方

事前の申込みは不要です。
被扶養者の方も補助が受けられます。

対象者 当健保組合の被保険者・被扶養者
(それぞれ年度内1回)

対象期間 平成26年10月1日~平成27年1月31日 接種分

補助金額 被保険者/1,000円まで
被扶養者/500円まで 實地施設 最寄りの医療機関など

申請方法 申請により償還払いとなります。医療機関などで予防接種を受けたことが明記された領収証^{*}を受け取り、申請用紙と一緒に所属事業所担当課へご提出ください。
(申請用紙は後日送付予定)

※領収証についての注意

- ・インフルエンザ予防接種代^{*}が明記されていること
- ・コピー不可(原本のみ可)
- ・予防接種を受けた方の氏名が明記されていること
(家族で同じ日に接種するなどして、複数人で1枚の領収証の場合は、それぞれの氏名・金額が明記されていること)

